

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案 参照条文

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（地方道路整備臨時交付金）

第五条 （略）

2 前項の交付金（以下「地方道路整備臨時交付金」という。）の総額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額の四分の一に相当する額を限度とする。

3 当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が、同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足し、又は当該決算額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「予算額」とあるのは、「予算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額に当該不足額を加算し、当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額を超えるときは当該年度の揮発油税の収入額の予算額から当該超える額を控除した額）」とする。

4 ～ 8 （略）